

# 第4 行 事

## 1. 根 拠

港則法第32条(行事の許可)

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

## 2. 用語の解説

- (1)「その他の行事」とは、法に例示されている端艇競争の他、祭礼、パレード、海上訓練、水上カーニバル、花火大会、遠泳大会、海上デモ等一般的には一定の計画の下に統一された意思に従って多数の者が参加して行われる社会的な活動をいいます。
- (2)「行事しようとする者」とは、行事の実施責任者であり、行事全般の実施について指揮監督を行うものをいいます。

## 3. 行事の範囲

行事とは、端艇競争のほか、祭礼、パレード、海上訓練、水上カーニバル、水上花火大会、遠泳大会、海上デモ等一般的には、一定の計画の下に統一された意思に従って多数のものが参加して行われる社会的な活動をいいます。

また参加する船艇等が少数であっても水域を占有したり、船隊を組む等航路や泊地などにおける通常の航行と異なった航行形態は行事に該当します。

## 4. 行事の対象とならないもの

船舶交通に与える影響が極めて小さい行事については許可を受けることを要しません。ただし、当該行事が許可の必要なものかどうか不明な場合は、当該行事の概要を事前に「港長等」に問合せ下さい。

## 5. 申請の対象とならないもの

船内において行われる納涼大会等は、水域を占有したり、船舶が隊列を形成する等航路や当該船舶が通常の航行形態とは異なった形で行動することのない限り、他の船舶に影響を及ぼさないので行事には該当しません。

## 6. その他

特定港以外の港（「小浜港」、「和田港」、「内浦港」）における行事も、水路通報等で通航船舶に周知する場合があります、その状況を把握する必要から、「行事届」を許可申請書に準じて提出願います。

## 7. 罰 則

「特定港」において、許可を得ないで行事を行なった者は、1万円以下の罰金又は科料に処せられます。